

別記

府中市が発注する建設工事等に係る暴力団等による不当介入対応マニュアル

平成 21 年 10 月 1 日 制 定

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 趣旨

このマニュアルは、府中市が発注する建設工事等について、暴力団等による不当介入の情報を得た場合の連絡・報告及び対応に関する事項を定め、公共工事への暴力団等による不当介入の排除を徹底する。

第 2 不当介入に対する措置

- 1 建設工事等担当課長及び契約担当課長は、受注者が、府中市が発注する建設工事等について暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに報告させるとともに所轄の警察署に届け出させること。
- 2 受注者から報告があった場合には、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、受注者を適切に指導すること。また、不当介入による被害を受けている場合には、被害届を速やかに警察署に届け出させること。
- 3 不当介入には毅然と拒否すること及び前記 1、2 については、機会あるごとに受注者に対して指導すること。
- 4 契約担当課長は、入札条件に「暴力団等から不当介入及び不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。」を明記すること。また、建設工事等の契約に当たっては、仕様書特記事項に次の事項を明記すること。
 - (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 市及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期又は納期に遅れが生じるおそれがある場合は、工程等に関する協議を行い、必要な場合は、契約約款第 2 2 条の規定による工期延長の請求等を行うこと。
 - (4) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに監督員に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - (5) 当該被害により、工期又は納期に遅れが生じるおそれがある場合は、工程等に関する協議を行い、必要な場合は、契約約款第 2 2 条の規定による工期延長の請求等を行うこと。

- 5 工期延長等の措置を行うに当たっては、受注者及び所轄の警察署との協議の内容を踏まえて適切な工期延長等を行うこと。

第3 情報の聴取

- 1 履行中の建設工事等に係る暴力団等の不当介入に関する情報の聴取は、原則として建設工事等担当課長の職にある者（不在の場合は当該建設工事等の担当係長）がその聴取に当たること。
- 2 前項に掲げる職員（以下「聴取職員」という。）以外の職員が不当介入に関する情報を聴取した場合は、直ちにその内容を聴取職員に報告すること。

第4 報告

- 1 聴取職員は、不当介入情報を第一報として、直ちに建設産業部長又は総務部長に口頭で報告するとともに、当該情報を別記様式により取りまとめること。
- 2 不当介入に関する情報及びその処理については、すべて監理課長（「不当介入対応窓口職員」とする。）に報告すること。

第5 所轄の警察署への通報

- 1 建設産業部長又は総務部長は、建設工事等担当課長、係長及び監理課長を中心に協議を行い、速やかに対応方針を決定すること。
- 2 監理課長は、所轄の警察署に通報し、対応方針及び派遣警察署員の確保等について協議すること。

第6 関係機関との連携等

- 1 建設産業部長又は総務部長は、第5の1により決定した対応方針を協議会会長へ報告するとともに、所轄の警察署との必要な情報交換及び連絡調整等を適切に行い、受注者とも連携して不当介入の排除に向けて組織的に対応すること。
- 2 監理課長は、所轄の警察署との協議を踏まえ、建設工事等担当課長及び担当係長と連携して、受注者に対して、不当介入者への対応、工程管理、警察署への届出等に関する支援・指導を行うこと。
- 3 監理課長は、建設工事等担当課長及び担当係長と連携して、必要に応じて履行状況の調査及び受注者指導を行うこと。なお、現場調査は、不当介入者と対応するケースも想定されるので、極力、所轄の警察署員同行のもと複数の職員により実施すること。